

恵庭市放置自動車防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 1 日

恵庭市長 原 出



恵庭市条例第 2 0 号

記

恵庭市放置自動車防止条例の一部を改正する条例

恵庭市放置自動車防止条例（平成 1 8 年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 13 条（略） (放置自動車廃物判定委員会) 第 14 条 放置自動車の廃物の判定その他放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を審議するため、恵庭市放置自動車廃物判定委員会(以下「委員会」という。)を置く。 2 (略) 3 委員は、次に掲げる者のうちから____、市長が委嘱し、又は任命する。 (1)・(2) (略) (3) <u>前各号</u> に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 4 委員の任期は、 <u>2 年</u> ____とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす	第 1 条～第 13 条（略） (放置自動車廃物判定委員会) 第 14 条 放置自動車の廃物の判定その他放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を審議するため、恵庭市放置自動車廃物判定委員会(以下「委員会」という。)を置く。 2 (略) 3 委員は、次に掲げる者のうちから <u>必要の都度</u> 、市長が委嘱し、又は任命する。 (1)・(2) (略) (3) <u>前 2 号</u> に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 4 委員の任期は、 <u>前項の委嘱の日から委嘱した日の属する年度の翌年度の末日まで</u> とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす

現行	改正案
る。 5 (略) 第 15 条～第 23 条 (略)	る。 5 (略) 第 15 条～第 23 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。